

委員会議事概要

1 委員会名	令和4年度 第11回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和5年2月10日(金) 14:00~15:27
3 開催場所	沖縄県庁6階 第2特別会議室
4 出席委員 (定数15名中14名)	(会場参加) 赤嶺博之委員、池田博委員、上原亀一委員、八前隆一委員、 山内得信委員、大谷健太郎委員、新立弘子委員、藤田喜久委員 (Web参加) 伊良波宏紀委員、大城和夫委員、当真聡委員、山川彩子委員 天方徹委員、城間恒浩委員
5 議事録署名人	池田博委員、山川彩子委員
6 議事内容	
(1) 第1号議案	令和5年度漁業権免許に係る県知事からの諮問及び公聴会の開催について (P1~P16)
【要旨】	令和5年漁業権一斉切替について、漁業法第64条第4項の規定に基づき、令和5年2月6日付け沖縄県諮問農第15号により当委員会あて諮問が行われた。 委員会は、知事に対して意見を述べるときは、同条第5項の規定に基づき公聴会を開催する必要があるため、沖縄海区漁業調整委員会が開催する公聴会に関する規程第2条により、①公聴会に係る公示内容と②公聴会日程等について、事務局案を提案し、原案のとおり承認された。
【特記事項】	特になし。
(2) 第2号議案	委員会指示違反の処分方針の改正について (P17~P26)
【要旨】	沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針の改正について当該処分方針について、委員会指示の変更に伴う改正が必要となり、処分方針の改正の事務局案を提案した。原案のとおり承認された。
【特記事項】	【山内委員】 スジアラ類の制限で、個体の所持・加工・販売も禁止されるが、これは流通業者に対しても適用されるということか。 【事務局】 今までの委員会指示は採捕の違反に限定し、漁業者のみが対象だったが、今回の委員会指示から一般も対象になるので、流通も対象だ。 【赤嶺委員】 漁業者が35センチ未満所持した場合も処罰対象か。 【事務局】 そうなる。 【事務局】 一般にも守ってもらうように決めたところなので、34センチ

	<p>であろうと、34.9センチであろうと、1ミリでも制限サイズに足りなければ不可だということは徹底させたいと思う。できるだけ余裕を持って大きいサイズを捕ってもらえればと思う。</p> <p>【上原議長】この件は、もともと漁業者からの懸案だった遊漁者に対する制限がないことが今回の委員会指示改正の起点だ。漁業者が厳しく指示を守っている中で、遊漁者にも委員会指示を守ってもらいたいと思っている。</p>
(3)第3号議案	ウミガメの採捕承認申請について (P27～P40)
【要旨】	試験研究目的1件（一般社団法人全国水産技術者協会）、漁業2件（八重山漁協所属、多良間村在住）の申請があり、事務局の原案のとおり承認された。
【特記事項】	<p>【藤田委員】試験研究の申請で確認をしたい。14日間の計測期間終了後、自動で外れるタイプか。それとも再回収が必要な形式か。</p> <p>【事務局】確認したい。</p> <p>【藤田委員】研究内容の問題ではなくて、測定機器をそのままつけっぱなしというのはどうかと思った。</p>
(4)第4号議案	くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等について (P41～P60)
【要旨】	<p>農林水産大臣より、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和4管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分の数量が示された。知事は、沖縄県資源管理方針に即して、くろまぐろに関する令和5管理年度の知事管理漁獲可能量を定める必要があり、沖縄県知事から当委員会に意見が求められている。</p> <p>また、国からの追加配分等に伴う知事管理漁獲可能量の変更は、事務手続きの迅速化を図るため、委員会に意見が求められており、異議なしとする事務局案のとおり承認された。</p>
【特記事項】	<p>【山内委員】都道府県別漁獲可能量は147トンだ。これは資源管理が始まってからずっとこの数量だったと記憶しているが、この基本配分の見直しの要請はしていないのか。</p> <p>【事務局】資源管理が始まって4年になるが、当初は110トン台の配分で、令和4年度から15%増枠となり147トンになった。</p> <p>県と団体と一緒に毎年水産庁に増枠の要請をしているが、まだまだ少ない。</p> <p>【山内委員】北のほうでも大分資源が回復して、各県とも未消化が少なくなっており、未消化分を再配分するときに例年より少ない。基本枠の増枠を求める必要があると思う。</p> <p>WCPFC会議の中で、15%の増枠を認められたが、2年～3年ぐ</p>

	<p>らい続くらしいので、国際的には増枠は見込めない。やはり国内の配分について見直すことが必要だ。</p> <p>【事務局】増枠は、引き続き漁業団体と相談しながら、国に要請していきたい。</p> <p>【山内委員】去年は5月19日に採捕停止になった。今年も早まる可能性もある。早まると水揚げ高、売上高に大きく影響するので、できるだけ可能量の増枠を求める必要があるのではないかな。</p> <p>【上原議長】要望、ご意見ということで承る。</p>
(5) 報告事項 1	<p>浮魚礁の現況と今後の状況についてのアンケート調査の結果について (P61～P62)</p>
【要旨】	<p>現在、沖縄海区漁業調整委員会指示4第2号で、市町村・漁協で設置可能な浮魚礁の上限は150基となっているが、すでに各団体に割り当てている。そのため割当がない団体や増枠についての要望があるかどうかを把握するために、1月下旬～2月の上旬に調査を行った。</p> <p>その結果、流失枠25基に対して、23基は再敷設の意向が示されたが、うち8基は時期が未定となっていた。</p> <p>また追加及び新規での要望が9基あり、うち1基は、既存の承認枠がなく、新規での要望となっていた。</p>
【特記事項】	<p>【上原議長】今すぐ枠の変更等ではないか。</p> <p>【事務局】アンケートを取ったが、すぐに令和5年度の承認計画に反映するものではない。現時点で増枠の意向があることと、再設置の明確な意思を示されたことで、令和6年度以降の割り振りについては、検討させていただきたいと考えている。</p>
(6) 報告事項 2	<p>大東諸島におけるソデイカ委員会指示違反について (P63～P66)</p>
【要旨】	<p>大東諸島に在住する漁業者から、ソデイカの委員会指示に違反して、大東諸島50海里以内で、旗数が30本を超えて操業しているとの問合せがあったことを報告した。</p>
【特記事項】	<p>【上原議長】これを受けて、取締りや指導をしっかりと取り組むと言うことか。</p> <p>【事務局】必要があれば対応したい。今の時点では、操業の海域と旗数について再度周知徹底することになる。</p> <p>【上原議長】基本的に、委員会指示を遵守する周知活動を、再度やっていただきたい。そういう方向でよろしいか。</p> <p>【赤嶺委員】問い合わせのメールに「該当職員による立入パトロールも大いに効果のある事案だと思います」と書かれている。委員会からの指示がない限りこの立入調査はできないのか。</p> <p>【事務局】そうではない。</p>

	<p>【赤嶺委員】立入調査をやってもいいのではないか。</p> <p>【事務局】大東海域周辺も漁業取締船が航行していて、必要に応じて旗数も含めて、確認はしている。</p> <p>【赤嶺委員】旗数の確認は、海区委員会のお墨付きでいいのではないか。</p> <p>【上原議長】取締りを強化してという要望なので、しっかり対応していればいいのではないか。</p>
(7)報告事項3	<p>密漁が疑われる案件について (P67～P85)</p>
<p>【要旨】</p>	<p>国頭漁協から、令和3年3月12日に開催された令和2年度第10回委員会で、沖縄本島北部地区における密漁が疑われる事案についての報告があった。</p> <p>その後、北部地区漁協密漁防止対策連絡協議会が設立され、密漁防止に対する様々な取り組みを行っているが、密漁が疑われる案件は、今も続いており、国頭漁協より関係者が出席し、具体的な事例3件を報告した。</p>
<p>【特記事項】</p>	<p>【国頭漁協潜水部会】3件とも、許可証を持っているから邪魔をするなという感じで許可証を提示してくる。潜水器許可なので、タンクを使って漁をすることに対する許可だが、どこでも魚を捕っていいような許可と勘違いしている。潜水器許可を与える時点で、本当にやる意思があるのかを確認し、更新時にも追跡調査することで、こういった事例は減ると思う。</p> <p>もう一つ、潜水漁と素潜り漁の許可証を別々にしてもいいのではないか。素潜り漁を申請者の居住地に限定すれば、その地域の資源管理等も見えるので、密漁等も減ると思う。時代に合った取組になるのではないか。</p> <p>【上原議長】最後に、具体的に許可の在り方の提案があったので、潜水器漁業と素潜り漁を分けた許可ができるのかななどの課題が多々あると思うので、そのあたりは委員会でも、情報を共有しながら検討したい。引き続き、この件について協議や勉強会などで、情報共有をしてから対応したいと思うが、よろしいか。</p> <p>【国頭漁協潜水部会】地域限定だが、漁協には漁業権があるので、他地区に行って漁をすることはなく、既に守られている。組合に所属していない漁業者が、どこでも漁ができるという状況なので、ほかの漁業者と一緒に地域で漁をするのがいいと思う。</p> <p>【上原議長】少し勉強したい。情報共有と今日は聞いている。問題があることは委員も理解していると思うので、これから協議をさせてほしい。委員共通の認識だと思うので、今後委員会としてどういう取組</p>

ができるかも含めて、事務局で勉強して協議を進めたいと思う。

【山内委員】国頭漁協は大変深刻な状況だと思う。

そもそも漁業権対象種は決まっているが、魚とかイカは除外されている。魚やイカは捕れるがイセエビは駄目というこの2つの考え方が混在しているために、漁業権を脅かすことになっている。

それから、漁業権設定されていないところで潜水器漁業ができるという許可を水産課が与えている。これを隠れ蓑に、漁業権のないところで捕ってきたと申告する漁業者がいる。もう少ししっかりとルールを再構築する必要があるのではないかと思う。

漁業権で生活している漁業者の生活を守るためにも、漁業権がかかっていない魚やイカをどうするかを考える必要があると思う。

【藤田委員】時々、違反種かどうかの同定を依頼されるが、検挙までがすごく難しいと聞く。こんなにパトロールに毎年毎年出ているのに、これくらいしか検挙されないとすると、制度的な問題が大きいのがよく分かると思う。そういうデータを集めて欲しいと思う。

【赤嶺委員】潜水器許可について、漁業者の場合は漁業に従事するために許可申請するが、一般でも簡単に取得できるのは、見直したほうが良いと思う。

【事務局】漁協に所属して漁業を営む漁業者に対して、漁協に所属しないで漁業を営む漁業者が昔から県内に一定数おり、制度上、漁協に属さず漁業を営む者だけに許可しないことは出来ない。

【八前委員】北部地区では、9漁協で密漁防止対策協議会をつくって取り組んでいるが、県内のほかの中部地区、南部地区にも広がると、組合全体でできる部分がある。

【池田委員】何とか歯止めが効くような対策を徹して、考える必要があると思う。許可の問題も、厳しい申請の在り方を県も考えてもらいたい。

【上原議長】近いうちに、この件に絞った意見交換ができるようにしたい。